

新規事業への進出により、
企業の成長・拡大を図る中小企業の皆様へ

中小企業新事業進出補助金

新規事業への挑戦を目指す中小企業の設備投資を促進!!



既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援

【活用イメージ】

- ・ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ・ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出

※ 申請にはGビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめGビズIDプライムアカウント取得手続きを行ってください。

新事業進出補助金

検索



経済産業省



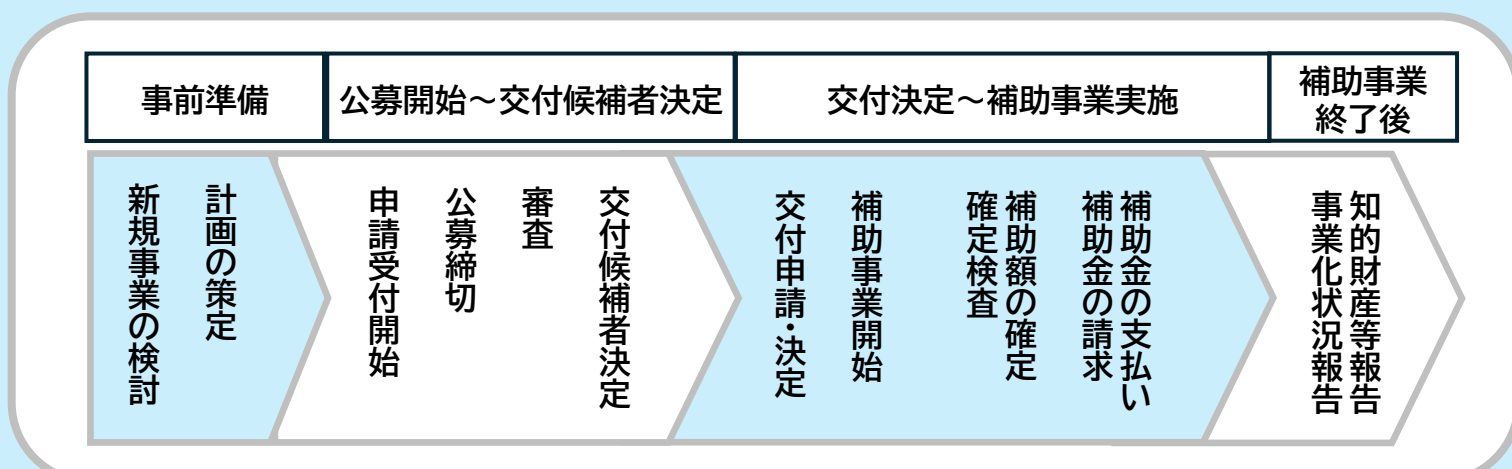
中小企業庁



【補助事業概要】

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等 の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	- 収益納付は求めません。 - 基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

【事業スキーム】



問い合わせ先

新事業進出補助金事務局 (コールバック予約システム)
<https://shinjigyou.resv.jp/>



※ 公募内容については、予告なく変更する場合があります。申請の際は必ず公募要領をご確認ください。



最新の設備を導入して
もっと生産性をあげたい



拠点を増やして
事業を拡大させたい



賃上げをして従業員の
モチベーションを高めたい

中堅・中小 成長投資補助金

3次公募
締め切り

令和7年
4月28日(月)

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の 大規模成長投資補助金

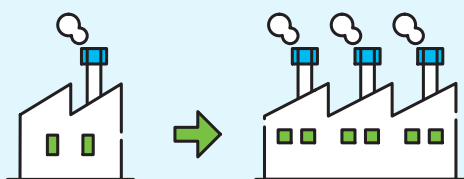
地域の雇用を支える **中堅・中小企業** が、足元の人手不足等の課題に対応し、
成長していくことを目指して行う **大規模投資を促進** することで、
地方における **持続的な賃上げを実現** することを目的としています。

投資
規模

10 億円 以上が対象

補助
上限

50 億円 (補助率1/3以内)



補助金で拠点設立や大規模投資を実施



事業拡大・生産性向上



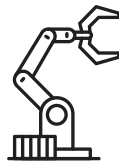
持続的な賃上げ※により従業員へ還元、
優秀な人材の確保も可能に

※最低賃金の年平均上昇率を上回る
賃上げ(全国平均+4.5%/年)

どんな取り組みに活用できる補助金なの？



工場や倉庫、販売拠点などの
新設や増築



最先端の機械や
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの
購入や情報システムの構築

※詳しくは公募要領をご確認ください。

事業概要

公募期間：令和7年3月10日(月)～4月28日(月)17時厳守

※公募様式は3月17日(月)に公表予定です。

※公募締め切りの5営業日前までに提出された申請書類については、書類の不備等を事務局が事前に確認いたします。期日に余裕を持って申請してください。

項目	内容
1. 予算額	総額3,000億円(令和9年度までの国庫債務負担含む)
2. 補助上限額	50億円(補助率1/3以内)
3. 補助事業期間	交付決定日から最長で令和9年12月末まで
4. 補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等)※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請(コンソーシアム形式：最大10社)も対象となります。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外です。
5. 補助事業の要件	①投資額10億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ②賃上げ要件(補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、 全国の過去3年間の最低賃金の年平均上昇率(4.5%)以上) ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます (天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。)

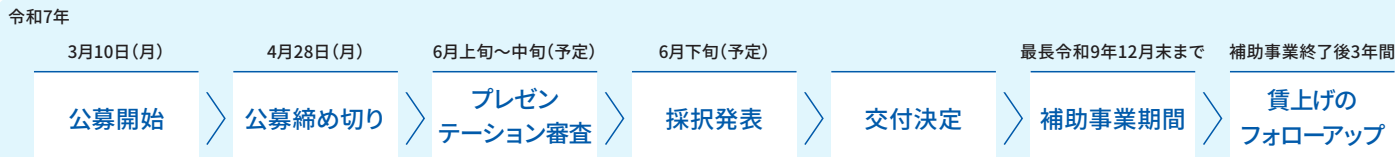
！ ご注意

事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「G Biz ID プライムアカウント」が必要です。G Biz ID プライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

G Biz IDについてはこちら
<https://gbiz-id.go.jp/top/>



事業の流れ



※公募様式は3月17日(月)に公表予定

※このスケジュールは、事業内容の変更に伴って改定されることがあります。最新情報については、事務局または経済産業省のホームページをご確認ください。

※採択後の交付申請から交付決定までの審査におよそ2ヶ月を要するため、補助事業の開始時期についてはご注意ください。

詳しくは特設ウェブサイト(事務局HP)をご覧ください



特設ウェブサイト

<https://seichotoushi-hojo.jp>



中堅・中小成長投資補助金サポートセンター

050-3668-7818

平日午前10時～午後5時(土曜、日曜、祝日、年末年始を除く)



経済産業省



Be a Great Small.
中小機構

中小企業成長加速化補助金

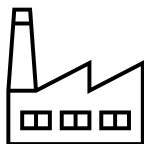
飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

事業目的

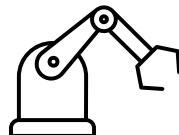
売上高100億円超を目指す、成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

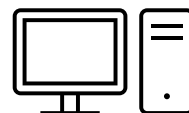
活用イメージ



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

1次公募スケジュール

申請受付開始：2025年5月8日（木）

申請締切：2025年6月9日（月）

※詳しくは裏面jGrantsページをご確認ください。

応募方法：jGrantsシステムによる電子申請

※申請には「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、あらかじめ「GビズIDプライムアカウント」取得手続きを行ってください（詳細は裏面をご参照ください）。

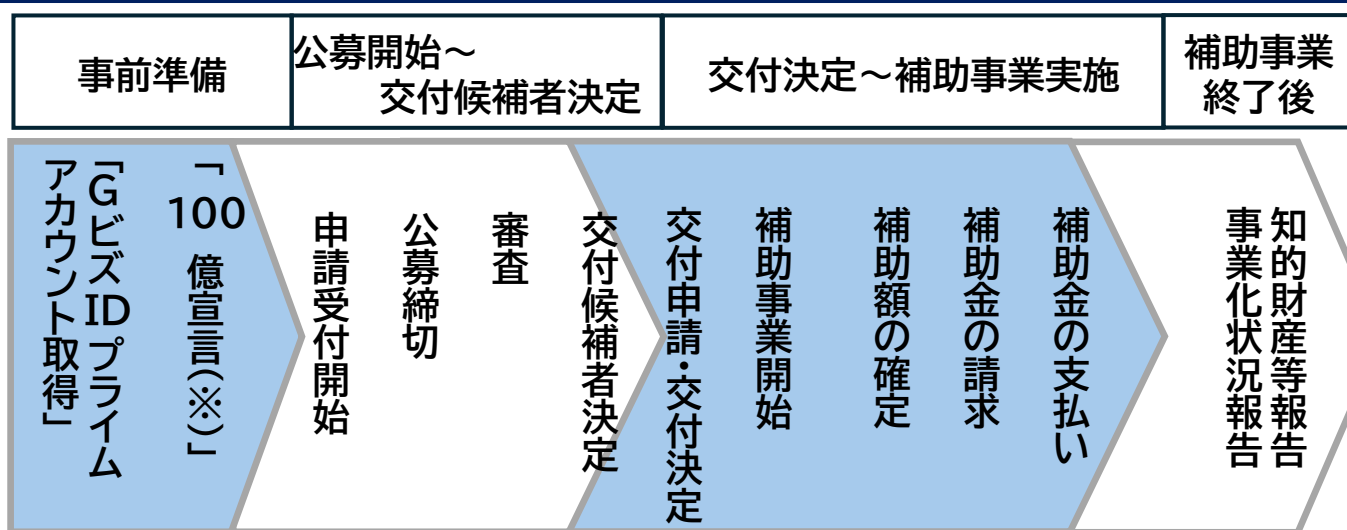
補助事業概要

項目	内容
補助対象者	売上高100億円を目指す中小企業
補助上限額	5億円(補助率1/2)
補助事業実施期間	交付決定日から24か月以内
補助事業の要件	①「100億宣言」を行っていること ② 投資額1億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ③ 一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定 (賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間) など
補助対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費、専門家経費

審査のポイント

- 経営力:経営者のビジョンやシナリオが明確であり、経営戦略上の補助事業の位置づけを踏まえて、飛躍的な成長につながるが見込まれるか。外部・内部環境の認識(市場や顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源等の状況等)を踏まえた事業戦略となっているか。
(売上高成長率、付加価値増加率、売上高投資比率 等)
- 波及効果:産業競争力の強化、イノベーションの創出、地域資源の活用、サプライチェーンへの効果など波及効果が見込まれるか。賃上げへの取組、適切な取引姿勢、女性が活躍しやすい職場環境、BCPへの取組状況など。(賃上げ率、地域未来牽引企業、パートナーシップ構築宣言 等)
- 実現可能性:迅速に投資を実行できる財務状況や組織体制が整っており、金融機関などのコミットメントが得られているか。(ローカルベンチマーク、金融機関の支援姿勢 等)

事業スキーム



※100億宣言とは:中小企業の経営者の皆様が「売上高100億円」という目標を目指し、実現に向けた取組を行っていくことを宣言していただくものです。



詳細(jGrants
ページ)はこちら



お問い合わせフォーム

事務局連絡先:0570-07-4153
(IP電話等からのお問い合わせ
:03-4446-4307)



GビズID
はこちら

「売上高100億円を目指す！」 その「挑戦」を宣言しませんか

成長ビジョンを示し、国の支援や同じ志の
経営者ネットワークも活かして、目標の実現へ！

「100億宣言」とは？

- ・中小企業の皆様が飛躍的成長を遂げるために、自ら、「売上高100億円」という野心的な目標を掲げ、実現に向けた取組を行っていくことを宣言するものです。
- ・宣言は事務局が運営するポータルサイト(令和7年春頃開設予定)上に公表されます。

≪宣言の内容≫

- ①企業概要
- ②企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ
- ③売上高100億円実現の目標と課題
- ④売上高100億円実現に向けた具体的措置 等

※ 宣言できる企業は売上高10億円～100億円未満の中小企業です。
※ 「宣言」掲載に際しては、所定の要件と記載内容の確認があります。

「宣言」をされた企業さま
限定の特別なメニューが
あります！

「宣言」をすると、
どんなことができるの？
いいことがあるの？



「100億宣言」のメリット

■ 「宣言」取得による補助金等の活用

100億宣言が基本要件となる補助金等(設備投資等に活用できる中小企業成長加速化補助金(上限5億円(補助率1/2)等)への申請が可能となります(その他、必要書類を提出の上、審査があります)。

■ 経営者ネットワークへの参加

100億宣言を行った企業の経営者の皆様の経営の“気づき”につなげる場として、地域・業種を超えて刺激し合える経営者ネットワークを構築します。

■ 100億宣言のロゴマークの活用による自社PR

宣言企業は「公式ロゴマーク」を使用できます。自社の取組のPRにご活用ください。



※商標登録申請中

※100億宣言を行った企業に活用いただけるメニューについては、今後追加・変更の可能性あります。

公表要領・申請要領・ひな形等は右のQRコードをご参照ください。
申請受付開始は令和7年5月頃を予定しております。



新規輸出1万者支援
プログラム始動

事業者のみなさま



円安をチャンスに 輸出を始めませんか？

新たに輸出に乗り出すみなさまを
後押しする支援策をご提案します。



専門家による伴走型支援



輸出向け商品の開発、
ブランディング
・プロモーション



ECサイトを
活用した販路開拓



輸出商社
とのマッチング など

まずはこちらのポータルサイトでご登録ください。

専門家から折り返し連絡して個別に
カウンセリングいたします。

🔍 ジェトロ



【お問い合わせ先】 ジェトロ本部 受付時間：平日9時～12時/13時～17時（土日、祝祭日・年末年始除く）

電話 03-3582-4937 / 03-3582-4938 / 03-3582-4939 / 03-3582-4940

※お時間を選ばない、オンラインによるお問合せ窓口（24時間受付）も ポータルサイトからご活用いただけます



初めての輸出で
あれこれ気になる…！
詳しくは裏面で

輸出に関する簡単な質問から、具体的な相談まで 何でもお任せください！



**輸出を始めるには
どうする？**

- ・これから海外を考え始める方から、すでに進出されている方まで、海外に関するすべてのご相談をお受けします。
- ・専門家が現況をカウンセリングさせていただき、あなただけの海外展開の実現にむけた、最適な方法をナビゲートします。



**海外消費者向けに
ECを使って商品を
販売してみたい！**

- ・海外ECサイトに日本商品特設サイト「JAPAN MALL」を設け、日本商品の販売を支援します。海外ECサイトの商品買い付けをジェトロがサポートすることで、原則、国内納品・国内買取・円建て決済で取引が完結。複雑な輸出手続が不要であり、海外展開初心者も参入しやすい仕組みです。



**輸出先の国の選び方や、
現地の市場は
どうなってるんだろう？**

- ・海外展開が潜在的な段階、あるいは海外展開への意欲はあるが、検討初期の段階の企業を対象として、実現に向けた課題を明確化します。
- ・具体的には、専門家によるカウンセリングを通じて、ターゲットとして可能性のある国、海外展開の手法、現状の課題、対応策などをお伝えします。



**日本にしながら、
海外販路拡大を実現したい！**

- ・国内において、国内輸出商社との個別商談会に参加いただけます。
- ・商品の海外販売、貿易実務などは輸出商社が担うため、実質的に国内取引で完結。また、将来的に輸出を検討している方も、海外ビジネスに精通している商社から、販路開拓先・販促方法等のアドバイスも期待できます。



**現地向けに商品を改良・
開発したい！
現地のニーズを把握したい！**

- ・ものづくり補助金（グローバル市場開拓枠（海外市場開拓（JAPANブランド）類型））で、輸出向け新商品の開発にかかる生産設備の導入からブランディング・プロモーションまでの費用を補助上限3,000万円、補助率1/2（小規模・再生事業者の場合は2/3）にて一貫して支援します。



**輸出入に関する手続の流れや
法規制について知りたい！**

- ・海外ビジネスを検討する際に、さまざまな段階で発生する実務上の疑問点などの各種ご相談に対し、実務経験豊富なアドバイザーがメール、電話または面談にてお応えします。



詳しくは、**1万者支援ポータルサイト**をチェック！

🔍 ジェトロ



簡易で即効性のある
省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大 **1,500**万円

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。

「販売事業者」の
選択肢が広がり、
より使いやすくなりました!

補助対象
(カタログ掲載)
製品の
カテゴリ例▶

どんどん追加中!



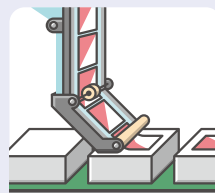
清掃ロボット



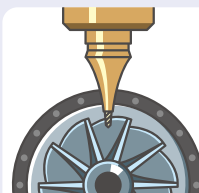
券売機



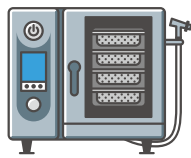
無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



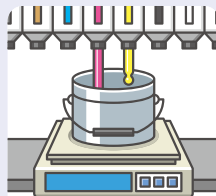
スチームコンベクションオーブン



配膳ロボット



測量機



印刷用インキ自動計量装置



バランス装置

サービス業から
製造業まで、
様々な業種
向けの製品を
ラインアップ!

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しする補助金が
さらに活用しやすくなりました!

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な
設備やシステムが導入できる

一般型 **NEW!**

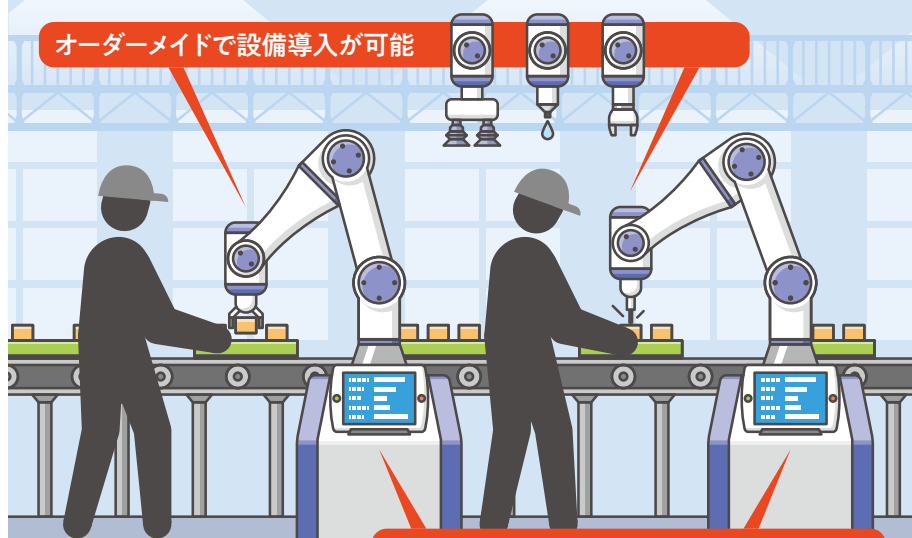
補助率※

中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額

最大 **1億円**

オーダーメイドで設備導入が可能



機器に付帯するソフトウェアも補助金の対象

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

例えば、
通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連
部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

カタログ注文型

随時申請
受付中

一般型

公募回制

補助対象となる事業

中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

カタログ注文型・一般型それぞれ要件が異なりますので、必ずそれぞれの公募要領をご確認ください。
カタログ注文型・一般型は、補助対象経費が異なれば併用可能です。

補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円
6~20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります
※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3 (小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

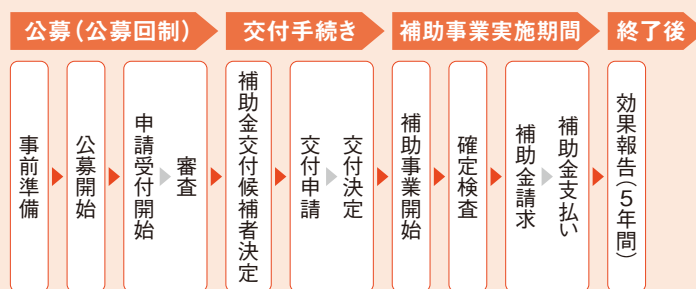
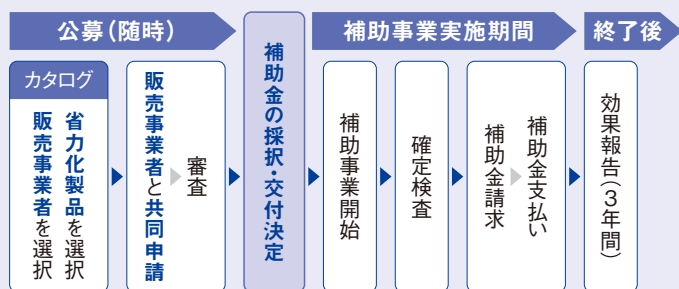
補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
※小規模・再生事業者は除く。※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カタログ
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみなさま

カタログ登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30 / 月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

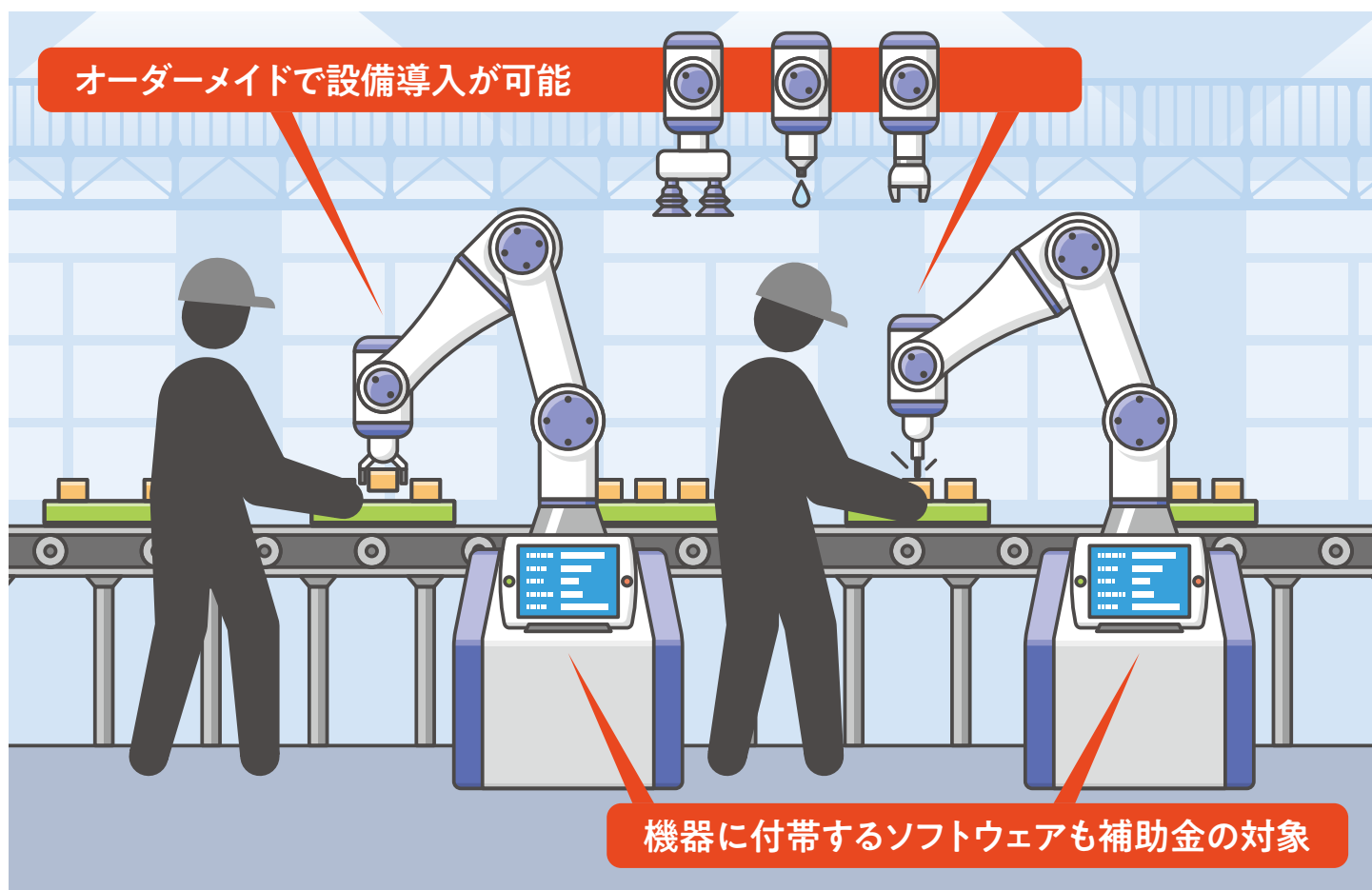
一般型 **NEW!**

補助率※
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額
最大 **1億円**

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3（小規模・再生事業者）、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業省力化投資補助金とは、 人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 **NEW!**

補助率※
中小企業 **1/2** | 小規模・再生 **2/3**

補助上限額
最大 **1億円**

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のある**オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。**

基本要件	その他要件
- 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加 - 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 - 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。 ※基本要件などが未達の場合、補助金返還義務があります。	- 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 - 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率※	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名		3,000万円	4,000万円
51～100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2 もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

補助上限額がアップする 【大幅賃上げ特例】の適用要件

①給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

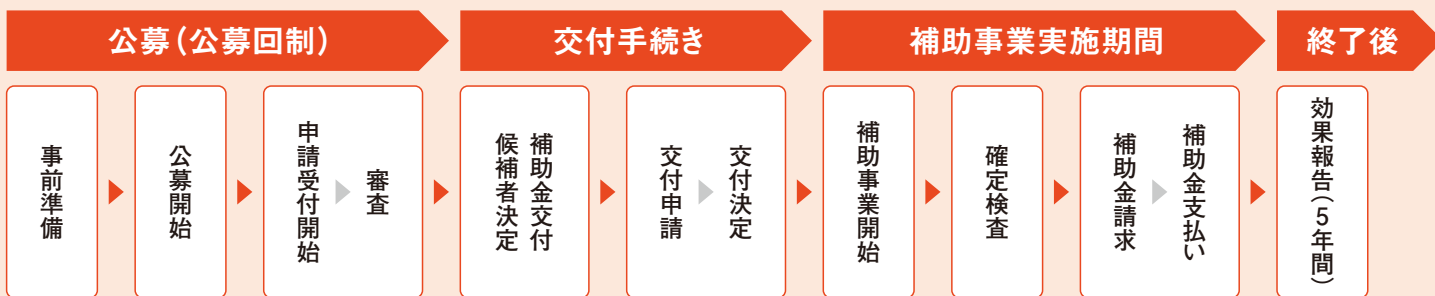
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。 ※上記①、②のいずれか一方で未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする 【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

※小規模・再生事業者は除く。 ※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

簡易で即効性のある省力化投資に「**カタログ注文型**」もご活用ください!
————— カタログから選んだ汎用製品を導入 —————

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

簡易で即効性のある省力化投資に

カタログ注文型

補助率
1/2 以下

補助上限額
最大 1,500 万円

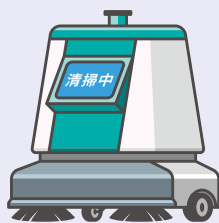
- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- 申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- 省力化製品の「販売事業者」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします(共同申請)。
「販売事業者」の選択肢が広がり、より使いやすくなりました!

販売事業者も
募集!

2025年2月28日以降、
裏面記載のホームページから
「販売事業者」登録申請が可能になります。

補助対象
(カタログ掲載)
製品のカテゴリ

※一部の省力化製品は、置き換えであっても申請可能です。



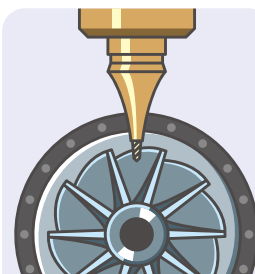
清掃ロボット



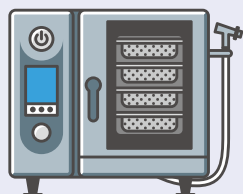
券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



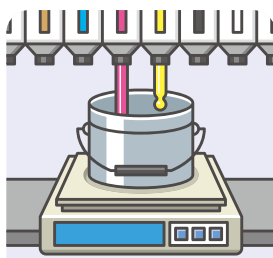
5軸制御マシニングセンタ



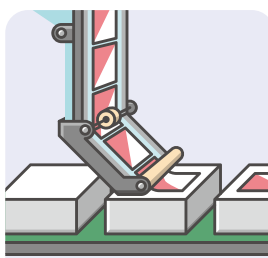
スチームコンベクションオーブン



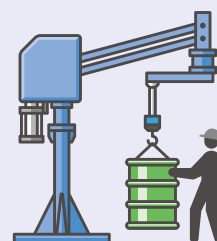
測量機



印刷用インキ自動計量装置



オートラベラー



バランス装置

サービス業から製造業まで、様々な業種向けの製品をラインアップ!

※2025年2月現在

【清掃・配膳ロボット、バックヤード業務サポート】清掃ロボット／配膳ロボット／飲料補充ロボット 【店舗・施設向けセルフ対応型機器】券売機／自動精算機／自動チェックイン機 【店舗・施設向けバックヤード業務サポート】物品貸出管理機／出入金機 【厨房サポート】スチームコンベクションオーブン／自動フライヤー 【セルフ式ガソリンスタンド向け】タブレット型給油許可システム 【自動車整備】自動調色システム／自動車向け溶接機(スポット溶接機)／自動車向け溶接機(バルス制御溶接機) 【美容機器】美容ライト脱毛機器 【食品機械】食品包覆機(食品包あん機、餃子成型機等) 【物流システム機器】無人搬送車(AGV・AMR)／検品・仕分システム／自動倉庫／ピッキングカートシステム／ラックシステム(垂直回転ラック)／ラックシステム(移動ラック)／ラックシステム(流動ラック)／垂直搬送機(貨物専用) 【印刷機械、紙加工関連機械】デジタル紙面色校正装置(グラビア・紙器パッケージ用デジタルブルーフ)／印刷用紙高積装置／印刷用インキ自動計量装置／産業用枚葉デジタル印刷機／印刷用紙反転機／自動紙折機／印刷物インサーター／トムソン加工自動カス取り装置／丁合機／デジタル加飾機／印刷紙面検査装置／段ボール製箱機／産業用デジタルラベル印刷機

どんどん
追加中!

【廃棄物分離回収】近赤外線センサ式プラスチック材質選別機 【荷移動・運搬サポート】バランス装置 【ラベル貼り付け】オートラベラー 【測量機器】測量機(自動視準・自動追尾機能付き高機能トータルステーション)／地上型3Dレーザースキャナー／GNSS測量機(RTK) 【高機能建設機械】マシンコントロール・マシンガイダンス機能付ショベル／チルトローテータ付ショベル／安全装置付ショベル 【解体機】シンダーコンクリート解体機 【建設現場作業】建設現場作業ロボット(鉄筋組立作業ロボット) 【プレス加工用機器】一本バー搬送ロボット／プレス用多関節ロボット／鍛圧・板金加工用バリ取り装置／パイプベンダー用投入・排出口ロボット／板金機械用材料シート自動搬入装置／板金機械用材料シート自動搬出装置／プレスブレーキ用金型自動交換装置／コイルライン／プレス間搬送ロボット 【鑄造用機器】鋳物用自動バリ取り装置／鑄造用自動注湯機／鑄造用ブラスト装置 【非破壊検査装置】インライン非破壊検査装置(内部不良検査)／インライン非破壊検査装置(外部不良検査) 【工作機械】5軸制御マシニングセンタ／複合加工機／ツールプリセッター 【プラスチック機械】原材料自動計量混合搬送装置 【表面処理】蛍光X線膜厚測定器 【縫製機械】自動裁断機

中小企業省力化投資補助金とは、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 カatalog注文型

補助率
1/2以下

補助上限額
最大 1,500万円

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カatalog)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画※1に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件※2を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

※1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。※2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	1/2 以下	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額がアップする
【大幅賃上げ特例】の
適用要件

事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります

※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、補助額の減額となります。

※各申請における補助額の合計が補助上限額に達するまでは、複数回の応募・交付申請が可能です。

● 申請から事業完了までの流れ



販売事業者も募集!

2025年2月28日以降、下記ホームページから「販売事業者」登録申請が可能になります。

※1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。※2. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存簿価相当額などを返納いただく必要があります。※3. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。※4. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カatalog)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで
あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話などからの
お問い合わせ

03-4335-7595

カatalog
注文型

省力化製品に関わる工業会・
製造事業者・販売事業者のみなさま

カatalog登録
サポートセンター

03-6746-1530
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30～17:30／月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直しください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。



中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた
新製品・新サービスの開発に必要な
設備投資等を支援します！

補助上限額
最大4,000万円

補助率
1/2～2/3

製品・サービス高付加価値化枠
製品・サービス開発の取組を支援



たとえば・・・
最新複合加工機を導入し、これまではできなかった精密加工が可能になり、より付加価値の高い新製品を開発

グローバル枠
海外需要開拓等の取組を支援



たとえば・・・
海外市場獲得のため、新たな製造機械を導入し新製品の開発を行うとともに、海外展示会に出展

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加

②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が

事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は

給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加

③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準

④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ＜グローバル枠のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、補助上限額を100～1,000万円上乘せします。

※大幅な賃上げ：(1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。

※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、補助金返還義務があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、補助率を2/3に引き上げます。

※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模・再生事業者は除きます。

事業の流れ

公募開始～採択

交付決定～補助事業実施

終了後～

公募開始
公募締切

交付候補
決定

交付申請
交付決定

補助事業
開始

実績報告
確定検査

補助金額
確定

事業化
状況報告

お問い合わせ窓口
補助金事務局の決定後、掲載します。

生産性向上を目指す皆様へ

令和6年度補正予算

「事業承継・M&A補助金」で

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、
事業承継に際しての設備投資や、
M & A・PMIの専門家活用費用等を支援します！

**事業承継促進
枠**

**5年以内に事業承継を予定している場合の設備
投資等**に係る費用を補助します

**専門家活用
枠**

M&A時の専門家活用に係る費用（フィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用※、表明保証保険料等）を補助します

※FA・仲介費用については、「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です

**PMI推進
枠**

M&A後の経営統合（PMI）に係る費用（専門家費用、設備投資等）を補助します

**廃業・
再チャレンジ
枠**

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します

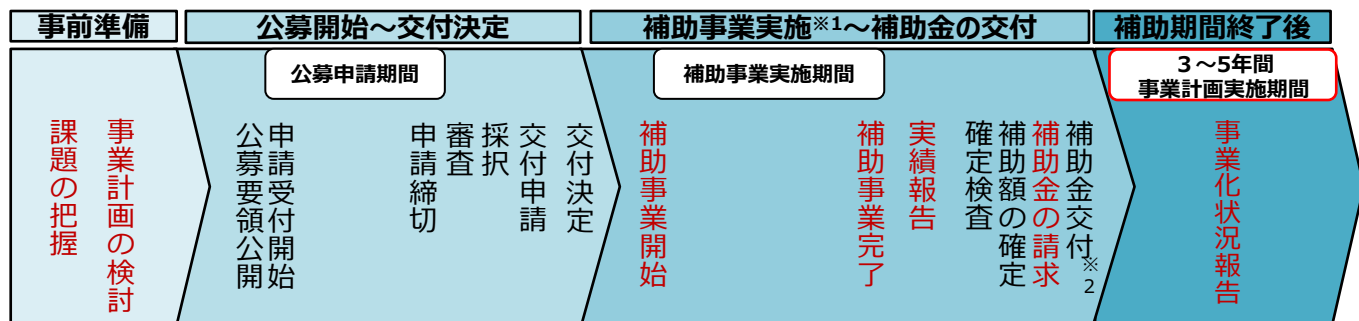
※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・事業統合投資類型と併用できます

※詳細は裏面をご確認ください。

令和6年度補正予算で中小機構に措置



事前準備から事業終了までの流れ



※1：補助事業期間内に契約・発注を行い支払った経費とする。

※2：補助金の交付については、実績報告書等を提出し、実施した事業内容の検査と経費内容等の確認により、交付すべき補助金の額を事務局にて確定した後支払うため、交付決定された場合でも支払われないことがあるため留意すること。

支援枠の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者	補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者	M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取り組みを行う者	事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者
補助上限	800～1,000万円※ ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	買い手支援類型： 600～800万円※1、2,000万円※2 売り手支援類型： 600～800万円※1 ※1：800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算 ※2：100億企業要件を満たす場合	PMI専門家活用類型： 150万円 事業統合投資類型： 800～1,000万円 ※一定の賃上げを実施する場合、補助上限を1,000万円に引き上げ	150万円※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算
補助率	1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	買手支援類型： 1/3・1/2、2/3※1 売手支援類型： 1/2・2/3※2 ※1：100億企業要件を満たす場合：1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3 ※2 ①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合	PMI専門家活用類型： 1/2 事業統合投資類型： 1/2・2/3※ ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合：2/3	1/2・2/3※ ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
対象経費	設備費、産業財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等	謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料	設備費、外注費、委託費 等	廃業支援費、在庫廃棄費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用（併用申請の場合のみ）

お問い合わせ先

事業承継・M & A 補助金事務局 050-3145-3812

応募方法等の詳細はこちらからご確認ください

公募サイト

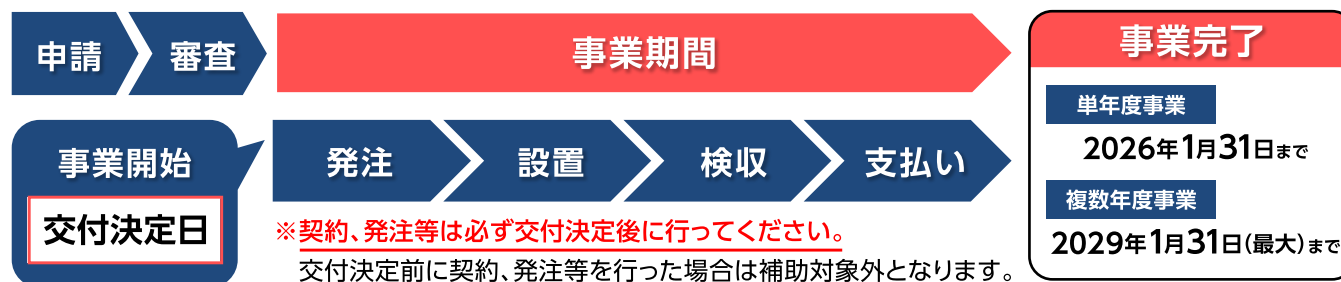


全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

二次公募	公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2026年1月31日(土)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2029年1月31日(水)まで



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(I) 工場・事業場型	のうち 先進枠	03-5565-3840
	のうち 一般枠・中小企業投資促進枠	03-5565-4463
(II) 電化・脱炭素燃転型		03-5565-3840
(IV) エネルギー需要最適化型		03-5565-4773

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

2次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**2/3**以内 補助金額の上限:**15億円**/年度
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)

支援対象となる3つの事業区分

(I) 工場・事業場型

④先進設備・システム、⑥オーダーメイド型設備、
③指定設備の導入

(II) 電化・脱炭素燃転型

③指定設備のうち、電化や脱炭素目的の
燃料転換を伴う設備等の導入

(IV) エネルギー需要最適化型

④EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

※(III)設備単位型の申請は、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金」に申請してください。

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を3つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分		(Ⅰ) 工場・事業場型			(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型
		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠		
事業要件		①先進設備・システムの導入 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業	②オーダーメイド型設備 又は 省エネ効果が高い高効率な設備 (③指定設備) 機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」、又はSIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 大規模設備投資を支援 オーダーメイド型設備と指定設備を組み合わせる事業や、複数の指定設備を更新する事業も対象となります。		③指定設備のうち電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入 化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備 (指定設備) へ更新等する事業	④EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業
省エネルギー効果の要件※1		原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業 ●省エネ率+非化石割合増加率 :30%以上 ●省エネ量+非化石使用量 :1,000kl以上 ●エネルギー消費原単位改善率 :15%以上(注) ※「一般枠」の補助対象設備を組み合わせ上記要件を満たすことも可とする。 (注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。 ※非化石転換の場合であっても、増エネとなる事業は補助対象外。 ※中小企業投資促進枠に申請する場合、SIIが指定するフォーマットにより、一般枠の効果を満たす事業計画書を作成・公表すること。	原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業 ●省エネ率+非化石割合増加率 :10%以上 ●省エネ量+非化石使用量 :700kl以上 ●エネルギー消費原単位改善率 :7%以上(注)	原油換算量ベースで、以下いずれかの要件を満たす事業 ●省エネ率+非化石割合増加率 :7%以上 ●省エネ量+非化石使用量 :500kl以上 ●エネルギー消費原単位改善率 :5%以上(注)	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 (ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ対象) 対象設備は、SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した以下の指定設備。 ②産業ヒートポンプ ⑤高効率コージェネレーション ③業務用ヒートポンプ給湯器 ⑥低炭素工業炉 ④高性能ボイラ ※上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」のうち、電化・脱炭素燃転に資するとして指定した設備も対象となる。 ※ヒートポンプなど、一部機器について併用を認める。 (但し、併用する場合であっても将来的には非化石転換に向けたリプレイスを目指すことを求める。)	・SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 ・EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)
投資回収要件		投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が5年以上であること	投資回収年数が3年以上であること	設備費・工事費 (電化する事業の場合は付帯設備も対象) ※工事費は中小企業者等に限る	設計費・設備費・工事費
補助対象経費		設計費・設備費・工事費				
補助率	※2 中小企業者等	2/3以内	1/2以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/3以内	1/2以内 ※投資回収年数5年未満の事業は1/3以内	1/2以内	1/2以内
	※3 大企業 ※4 その他	1/2以内	1/3以内 ※投資回収年数7年未満の事業は1/4以内	対象外		1/3以内
補助金限度額	単年度事業	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】15億円/事業全体 (非化石転換の場合は20億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度		【上限額】3億円/事業全体 (電化する事業の場合は5億円/事業全体) 【下限額】30万円/事業全体	【上限額】1億円/事業全体 【下限額】30万円/事業全体
	複数年度事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】20億円/事業全体 (非化石転換の場合は30億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度			
	連携事業	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度	【上限額】30億円/事業全体 (非化石転換の場合は40億円/事業全体) 【下限額】100万円/年度			

いずれの事業区分も複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応。複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領等をご確認ください。

*連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業

(Ⅰ) 工場・事業場型において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業 (複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理) や工場・事業場間一体省エネルギー事業 (同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理) として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

GX要件について	① GX推進への取組に関する要件
	- 民間企業(※)は、SIIのホームページで公表するフォーマットに公募要領記載の取組内容を記入又は、意思を表明し、申請すること。 - 一部の要件について、温暖化対策法における算定報告制度に基づく2021年度CO₂排出量が20万t未満の企業又は中小企業基本法に規定する中小企業に該当する企業については、本事業により見込まれる省エネ効果を含めた省エネ計画の提出をもって、これに替えることができる。 ※会社法上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)に該当する法人
	② 低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に関する要件 (Ⅰ)(Ⅱ)型に申請し、低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業等に該当する場合)
	- 石炭・石油等からガス等のより低炭素な化石燃料への燃料転換を行う事業又は、継続して化石燃料を使用する事業を実施する補助対象事業者に対しては、公募要領記載のコミットメントを求める。 - 交付申請時には、申請者にコミットメントに対する意思表示を求める。なお、省エネ法上の特定事業者等については、コミットメントの内容を省エネ法の中長期計画書に記載すること。

(Ⅰ) 型は経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kl以上の事業であること。トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器であること。「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社) ※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

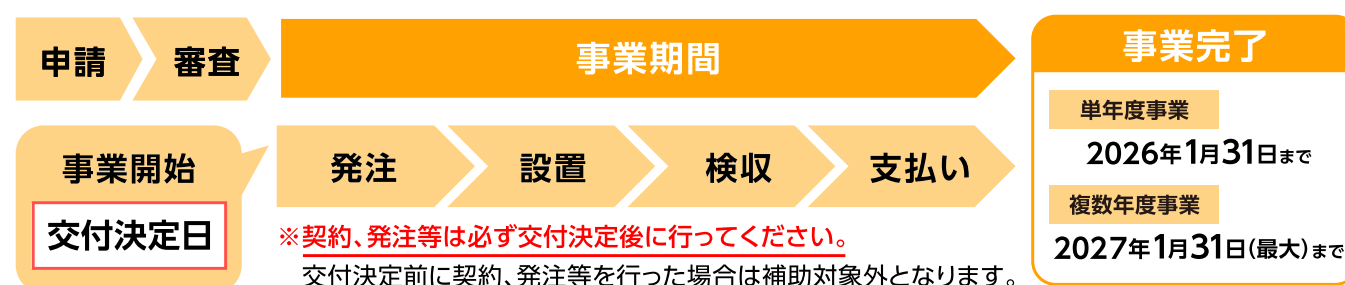
- ※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。
- ※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。
- ※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。
 - ・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』または『Aクラス』に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
 - ※『Sクラス』については、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、『Sクラス』として公表されていることが確認できる事業者
 - ※『Aクラス』に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。
 - ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者
- ※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

全体スケジュール

公募説明動画をオンラインにて配信します。

詳しくはSIIホームページでご確認ください。▶▶▶ <https://sii.or.jp/>

二次公募	公募期間:2025年6月2日(月)～7月10日(木) 交付決定:2025年9月上旬(予定)
三次公募	公募期間:2025年8月中旬～9月下旬(予定) 交付決定:2025年11月中旬(予定)
事業期間	交付決定日から2026年1月31日(土)まで ※複数年度事業は、交付決定日から2027年1月31日(日)まで



留意事項

- 当資料は2次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

(Ⅲ) 設備単位型

ナビダイヤル **0570-039-930**
【IP電話からのお問い合わせ】 **042-303-0420**

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

03-5565-4773

【受付時間】 10:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

2次公募

令和6年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

本事業は、省エネルギーの推進を目的に
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策を
支援するものです。



補助率等

補助率:補助対象経費の**1/3**以内 補助金額の上限:**1億円**/事業全体
※申請する事業区分によって、適用される補助率・補助金額の上限は異なります。

2次公募期間

2025年6月2日(月)～2025年7月10日(木)

支援対象となる2つの事業区分

(Ⅲ) 設備単位型

◎指定設備(SIIが高効率な設備として登録及び公表したもの)を導入

(Ⅳ) エネルギー需要最適化型

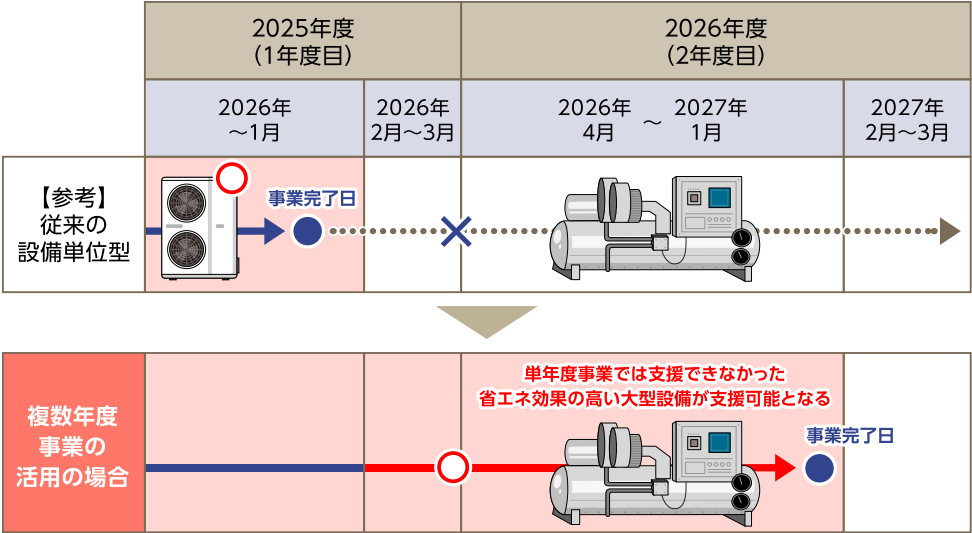
◎EMS(エネルギーマネジメントシステム)機器の導入

※(Ⅰ)工場・事業場型、(Ⅱ)電化・脱炭素燃焼型、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型(単独)の申請は、「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」に申請してください。

SII 一般社団法人
環境共創イニシアチブ
Sustainable open Innovation Initiative

DNP 大日本印刷株式会社

省エネルギー投資促進支援事業費補助金では、 設備導入を行う補助事業を2つの事業区分から選ぶことができます。

事業区分		(Ⅲ) 設備単位型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型	(Ⅳ) エネルギー需要最適化型との組み合わせについて
事業要件		省エネ効果が高い高効率な設備(㉔指定設備)の導入 SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、高効率な設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 ユーティリティ設備 ① 高効率空調 (産業・業務用エアコン等) ② 産業ヒートポンプ ③ 業務用給湯器 ④ 高性能ボイラ ⑤ 高効率コージェネレーション ⑥ 低炭素工業炉 ⑦ 変圧器 ⑧ 冷凍冷蔵設備 ⑨ 産業用モータ ⑩ 制御機能付きLED照明器具 生産設備 ⑪ 工作機械 ⑫ プラスチック加工機械 ⑬ プレス機械 ⑭ 印刷機械 ⑮ ダイカストマシン 上記に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。	㉔EMS (エネルギーマネジメントシステム) 機器の導入 SIIに登録された「EMS機器」を用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業	(Ⅲ) 設備単位型 + (Ⅳ) エネルギー需要最適化型
省エネルギー効果の要件 ^{※1}		原油換算量ベースで、更新範囲内において 以下いずれかの要件を満たす事業 省エネ率:10%以上 省エネ量:1kl以上 経費当たり省エネ量:1kl/千万円以上 ※省エネ法に基づく定期報告義務がない事業者(特定事業者等以外の事業者)については、エネルギーの合理化に関する中長期計画を策定すること。(SIIが指定するフォーマットで作成)	- SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。 - EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による成果の公表を行うこと。(原油換算量ベースで2%改善を目安とする)	複数年度事業(2年度事業)活用のご案内 従来の設備単位型(㉔指定設備導入事業)では、投資・事業計画が単年度で完了する事業が対象であり、複数年にわたる事業は対象外でした。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年(2年度事業)にわたる投資・事業計画を支援します。
補助対象経費		設備費	設計費・設備費・工事費	
補助率	中小企業者等 ^{※2}	1/3 以内	1/2 以内	
	大企業 ^{※3} その他 ^{※4}		1/3 以内	
補助金限度額	上限額	1億円/事業全体	1億円/事業全体	
	下限額	30万円/事業全体	30万円/事業全体	

(Ⅲ)型は、導入した設備の最低1週間以上のエネルギー使用量の実測データ等を用いて省エネルギー効果を報告できること。(Ⅳ)型は、省エネ量、省エネ推進体制、実施した省エネ対策を報告すること。

※1 年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kl以上である事業者(省エネ法特定事業者等)は、省エネ法に基づく定期報告情報を開示する制度への参加を宣言し、令和7年度公表分の開示シートを公表することを要件とする。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業は次のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(2次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)

※『Sクラス』については、公募締切時点で「令和6年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、『Sクラス』として公表されていることが確認できる事業者

※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和6年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人又は会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

地域共創パートナー

○令和7年5月以降、中国地域内の全ての自治体（107市町村）に対し、局職員が共創パートナーとして、長期的に経済産業政策の地域への浸透、課題解決のサポートを行い、局と自治体の互いの顔が見える関係構築を図ります。

地域共創パートナー



主担当
1名



副担当
(シニアパートナー)
1名

(サポート例)

- ・使える施策情報の案内や施策活用の提案
- ・自治体からの相談対応
(内容により関係者につなぐ等)
- ・RESAS出前講座の実施

お問合せ先

総務企画部企画調査課
電話：082-224-5626

※各自治体毎に局職員を任命

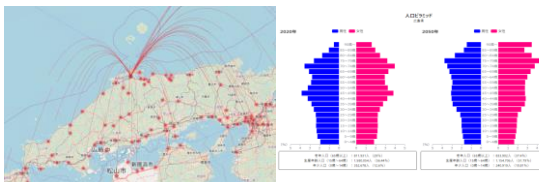
地域経済分析システム RESAS・RAIDA〔出前講座・ワークショップ、経済動向等〕

○地域の経済動向や特徴を可視化し、地域における新たな政策立案等を支援します。

RESAS

地域経済分析システム

RESASは、産業構造や人口動態、観光動向（インバウンド含む）等のビッグデータをマップやグラフでわかりやすく表示できるシステムです。



(観光マップ：目的地分析) (人口マップ：人口ピラミッド)

RAIDA

RAIDAは、データにより地域課題を捉え、分析・考察することをサポートし、施策目標の達成を後押しするプラットフォームです。



【RESAS出前講座】

地方公共団体、地方議会、商工団体、教育機関、金融機関等にRESAS調査員を派遣し、出前講座を実施しています。



(岡山県立岡山城東高等学校)

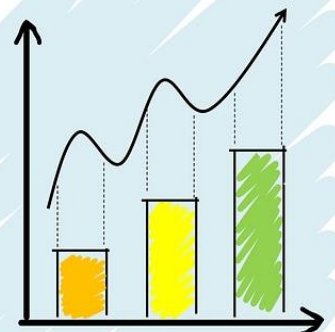
【RESASワークショップ】

地方公共団体等に、産業・観光・人口等の分野の有識者を派遣し、RESASを活用した政策立案に関して議論を行う政策立案ワークショップを開催しています。



【経済動向等】

鉱工業生産、商業販売等、地域の経済動向を情報発信します。



『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』 (支援策集) を策定しました。

中国経済産業局では、カーボンニュートラルに取り組む企業や自治体の皆様を支援するため、経済産業省の関連支援策をまとめた支援策集『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』を策定しました。補助金の最新の公募情報や、相談窓口などの情報を掲載しています。ご活用ください。

2022年6月9日時点

2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度
経済産業省関連支援制度


カーボンニュートラル推進室

支援制度の利用にあたっては、申請等の関係や、条件がありますので、必ず詳細に確認ください。

支援制度一覧 (1/4)

設備投資や経費に関する支援制度①

- 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (省エネ補助金) - P 5
省エネ (大企業 中小企業 自治体)
- 省エネルギー設備投資に係る利子補給金 - P 6
省エネ (大企業 中小企業)
- 中小企業等事業再構築促進事業 (グリーン成長枠) - P 7
省エネ 省エネ その他 (中堅・中小企業)
- ものづくり補助金 (グリーン枠) - P 8
省エネ 省エネ その他 (中小企業)
- 需要主導による太陽光発電導入促進補助金 (オフサイトPPA支援事業) - P 9
省エネ (大企業 中小企業 自治体)
- 水力発電の導入加速化補助金 - P 10
省エネ (大企業 中小企業 自治体)

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金 (省エネ補助金)

先進的な設備・システムの導入、機械設計が伴うオーダーメイド型設備への更新やプロセス改修、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネージメントシステムの導入により省エネルギー効果の要件を満たす事業を支援します。

補助率(Ⅰ) (Ⅱ) (Ⅲ) (Ⅳ)の3つの事業区分から選択して申請を行います。

(Ⅰ) 工場・事業場型

(Ⅱ) 電化・脱炭素型

(Ⅲ) エネルギー需要最適化型

補助率と限度額

事業区分	(Ⅰ) 工場・事業場型	(Ⅱ) 電化・脱炭素型	(Ⅲ) エネルギー需要最適化型
中小企業等	41/2以内 41/2以内	1/2以内	1/2以内
大企業	41/2以内 41/2以内	1/2以内	1/2以内
その他	41/2以内	1/2以内	1/2以内
上限額	35万円/年度	35万円/事業全体	1億円/事業全体
下限額	300万円/年度	300万円/事業全体	300万円/事業全体

対象者 (大企業 中小企業 個人 等)

公募期間
2024年5月27日 (月) ~ 2024年7月1日 (月)
申請・問合せ先
(一社) 環境共創イニシアティブ
(Ⅰ) 工場事業型 03-5565-3840 03-5565-4463
(Ⅱ) 電化・脱炭素型 03-5565-3840 03-5565-4463
(Ⅲ) エネルギー需要最適化型 03-5565-4463
<https://se.go.jp/koji/240527/>
中国経済産業局窓口
エネルギー対策課 082-224-5741

中小企業基盤整備機構
カーボンニュートラルオンライン相談窓口

カーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者へ、豊富な経験と実績をもつ専門家がアドバイスを実施します。また、省エネルギー対策の情報提供や環境経営に関するアドバイスも行います。

対象者 中小企業 等

相談方法
オンライン相談システム
(Zoom・Microsoft Teams)
※相談は無料です。
※事前予約制となっています。

相談申し込み先
下記URLの申し込みフォームよりお申し込み下さい。
<https://www.smr.go.jp/sme/consulting/sdgs/fax/gae00001102v2v1.html>

問い合わせ先
(注) 中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課
03-5470-1564

< 『2050年カーボンニュートラルに向けた支援制度』 イメージ >

掲載URL : <https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/energy/pdf/carbon.pdf>

中国経済産業局 資源エネルギー環境部
カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室
TEL : 082-224-5713

DX施策パッケージ

中国経済産業局では、

- ①「DXって何から始めれば良いか分からない」、「DXって何?」と考える中堅・中小企業等
- ②「どのようにDX支援すれば良いか分からない」支援機関等

が、「手引き書」や「必携アイテム」として活用いただける「DX施策パッケージ」を作成しました。

「DX施策パッケージ」の中では、経済産業省及び所管法人が実施するDX・サイバーセキュリティ関連の補助金、税制、専門家派遣制度等の各種支援策を取りまとめています。

「DX施策パッケージ」のイメージ



もくじ/索引 ※PDFの場合、クリックすると該当ページに遷移します

1. 理論・事例	5. 補助金	8. 人材育成・研修
-P14 デジタルトランスフォーム実践の事例 -P15 DX推進支援システム -P16 経営分析・リスクマネジメント -P17 成功事例	-P27 IT導入補助金 -P28 中小企業補助金 -P29 産学官連携補助金 -P30 小規模事業者持続化補助金 -P31 新事業創出補助金 -P32 産学官連携企業研究開発支援事業 (Go-Tech事業) -P33 支援機関紹介パンフレット	-P39 IT導入補助金 -P40 人材育成・研修 -P41 人材育成・研修 -P42 人材育成・研修
2. 現状分析	6. 認定・表彰等	9. サイバーセキュリティ
-P18 DX推進支援 -P19 IT推進支援 -P20 人材育成・研修	-P34 DX認定 -P35 DX推進支援 -P36 DX推進支援	-P43 中核人材育成プログラム -P44 5つ星企業認定 -P45 5つ星企業認定 -P46 5つ星企業認定 -P47 サイバーセキュリティ対策推進 -P48 中小企業の情報化・セキュリティ対策 -P49 SECURITY ACTION -P50 ITセキュリティ対策推進
3. 専門家相談	7. 税制	10. 最先端技術
-P21 専門家相談 -P22 IT導入補助金 -P23 IT導入補助金 -P24 生産工場・サービスセンター -P25 産学官連携推進	-P37 中小企業経営強化税制 -P38 中小企業経営強化税制	-P51 デジタルアワード -P52 GENIAC
4. ITベンダー検索		
-P26 スマートSMEサポート検索サイト		

はじめに (DXの成功のポイント)

1 | 経営者がリーダーシップを取ってDXを推進する

- ・特に中堅・中小企業等においては、経営者がリーダーシップを取ることにより、大企業に比べて、スピード感を持って変革の取組を推進しやすい可能性があることは「はじめに」で述べたとおりです。
- ・そのため、DXの推進に当たって、経営者による明確なビジョン策定や、強いリーダーシップが必要となることはもちろんですが、外部の視点の導入や適切な支援者との連携、セミナー等での情報収集、業種や地域におけるコミュニティでの取組等により、経営者が変革に取り組むきっかけとなる気づきを得る機会をいかに持つかが、DX推進に向けた重要な要素の一つとなっています。



出典：経済産業省「7年度・中小企業向けDX推進の取組2022」(2023年1月)

7

「DX施策パッケージ」はこちら
<https://www.chugoku.meti.go.jp/seisaku/tiiki/it-digitalkanren.html>



中国経済産業局 DX施策パッケージ 検索

中堅企業成長促進パッケージ2025（2025年2月版）

- 中堅企業の役割や課題、官民で取り組むべき事項をまとめた[中堅企業成長ビジョン](#)を策定しました。（[概要版](#)はこちら）
- 中堅企業成長ビジョンの重点6本柱をもとに、今後、中堅企業や支援団体等が活用可能な、13府省庁・[全155件の施策](#)をまとめました。（[主な施策](#)はこちら）

中堅企業成長ビジョンは
こちら→



全155施策はこちら→



中堅企業成長ビジョン
（概要）はこちら→



主な施策はこちら→



中堅企業成長促進パッケージ2025

検索



参考情報

中国経済産業局では、[「中堅企業支援」に関する政策紹介ページ](#)を立ち上げました

中堅企業支援（中国経済産業局ホームページ）→



中国経済産業局 中堅企業支援

検索



万博活用の支援 ～万博開催を契機とした地域の活性化～

中国経済産業局では、万博開催を契機とした地域発展の取組を支援します。

セミナー・講演会

- ・広域エリア参加型の万博活用セミナーの開催
- ・自治体・企業等対象の講演会の開催

自治体・経済団体、企業等への支援

- ・広域観光ルートづくりに向けた、省庁・地域横断的な情報共有
- ・既存イベントと博覧会のコラボレーションに向けた取組の支援
- ・オープンファクトリー（生産現場の公開等）に向けた取組の支援
- ・TEAM EXPO 2025（共創チャレンジ、共創パートナー）登録への支援

情報提供・PR

- ・万博活用支援ホームページ等

お問合せ先：中国経済産業局 万博チーム
担当 岡本、落合、白井
(電話) 082-224-5638 (産業振興課内)



万博説明会（講師：万博協会）



オープンファクトリーフォーラム（近畿経済産業局、経済産業省、中部経済産業局、九州経済産業局）

2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）の概要

テーマ	いのち輝く未来社会のデザイン Designing Future Society for Our Lives
サブテーマ	(1) Saving Lives (いのちを救う) (2) Empowering Lives (いのちに力を与える) (3) Connecting Lives (いのちをつなぐ)
コンセプト	People's Living Lab (未来社会の実験場)
開催期間	2025年4月13日(日)～10月13日(月) 184日間
想定来場者数	約2,820万人(うち訪日外国人350万人)
開催場所	大阪夢洲 (ゆめしま)



企業・団体等の主な参加メニュー（募集中）

（１）「TEAM EXPO 2025」プログラムへの参画・応援

「TEAM EXPO 2025」プログラムは、会期前から万博を通じて持続可能な未来や社会の課題解決に貢献したいと考える個人や団体等、誰でも参加可能な共創プログラム。希望者は会期中の会場内にて発表・展示（有料）ができる。

参画メリット

各地域でのSDGsの活動を世界に向けてアピールし、地域活性化につなげることができる。

「TEAM EXPO 2025」プログラムへの登録は無料
<https://team.expo2025.or.jp/ja/apply>

（２）地域の観光・イベント情報を観光ポータルサイトで発信

「万博プラス全国観光」を推進するため、国内外の万博来場予定者に対して、万博のテーマに関連した日本各地の体験や過ごし方を提案し地域への訪問を促す観光ポータルサイト（誰でも体験商品を登録し予約・販売ができる仕組み）を開設。

参画メリット

関心のある層に各地域の観光情報と観光プランが届くことにより、効果的な誘客と観光振興につながる。

販売料金の10 %の手数料
<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20240111-03/>

（３）ご当地コラボ商品の開発及びオフィシャルストアでの販売

各地域の伝統工芸品やお土産品に万博IP（ミャクミャクや公式ロゴマーク等）を組み合わせることにより「ご当地コラボ商品」の制作・販売が可能。オフィシャルストアでも販売。

参画メリット

万博の知名度を活用し、各地域のご当地商品のブランド価値の向上が期待できる。

希望小売価格の6 %等のロイヤリティ
<https://expo2025mlo.jp/#cont02>

その他募集中の参加メニュー

テーマ事業協賛

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/theme-project/>

「テーマウィーク」への協賛参加

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/theme-weeks/>

一般参加催事

<https://www.expo2025.or.jp/sponsorship/event/>

前売チケット販売

前売期からの販売

チケット概要		大人 (満 18 歳以上)	中人 (満 12-17 歳)	小人 (満 4-11 歳)
開幕券	2025年4月13日から 2025年4月26日まで1回入場可	4,000円	2,200円	1,000円
前期券	2025年4月13日から 2025年7月18日まで1回入場可	5,000円	3,000円	1,200円
早割一日券	会期中いつでも1回入場可 【販売期間】 2024年10月7日～2025年4月12日	6,700円	3,700円	1,700円
夏パス (8月31日まで販売)	2025年7月19日から 2025年8月31日まで 11時以降何度でも入場可	12,000円	7,000円	3,000円
通期パス (10月3日まで販売)	2025年4月13日から 2025年10月3日まで 11時以降何度でも入場可	30,000円	17,000円	7,000円
特別割引券 (会期終了まで販売)	障がい者手帳等をお持ちの方 及び同伴者1名が購入可能 会期中いつでも1回入場可	3,700円	2,000円	1,000円

※3歳以下の方は無料

会期中の販売

チケット概要		大人 (満 18 歳以上)	中人 (満 12-17 歳)	小人 (満 4-11 歳)
一日券	会期中いつでも 1回入場可	7,500円	4,200円	1,800円
平日券	土日祝を除く 平日11時以降1回入場可	6,000円	3,500円	1,500円
夜間券	会期中いつでも 17時以降1回入場可	3,700円	2,000円	1,000円

チケット購入からのステップ°



中国経済産業局関連イベント・セミナー・説明会一覧【7月】

<https://www.chugoku.meti.go.jp/event.html>

申込方法など詳細はこちらのURLよりご確認ください

7月28日（月）		15:00 ～ 17:00		「IPO経営人材育成プログラムHIROSHIMA（第2期）～中国地域から新たな上場企業を～」のキックオフイベントを開催します	
開催場所		ひろぎんキャリア共創センター 2F大ホール （広島市南区西蟹屋 1丁目 1番 18号）			
開催概要		担当課室		備考	
本格的な人口減少社会の中、地域経済が持続的に発展するためには、成長意欲の高い地域の中核企業が中堅又は大規模の企業へ成長していくことが期待されています。その中で、新規株式公開（IPO）は、企業の成長過程において必要となる様々なリソースを調達するための重要な選択肢のひとつと考えられます。 しかし、中国地域では、他のエリアと比較するとIPOに関する関心や機運が低いことから、近年は上場を目指す企業が相対的に少ない状況です。 本イベントを通じて、成長の先にある上場に関する意識が地域企業に広まること、成長意欲の高い企業の交流を通じ、新たなビジネスの芽が生まれることを期待するとともに、9月から開講する「IPO経営人材育成プログラムHIROSHIMA（第2期）～中国地域から新たな上場企業を～」への参加機運を高めていきます。		【お問合せ先】 中国経済産業局 地域経済部 地域経済課 電話：082-224-5734 メールアドレス： bzl-chougoku-mirai@meti.go.jp		【定員】 50名（先着順） 【参加費】 無料（事前申込制） 【申込方法・締め切り】 令和7年7月25日（金）まで https://www.chugoku.meti.go.jp/r7fy/event/chikei/250610.html上記のURLまたは添付のQRコードから 【申し込みQRコード】 	

7月30日（水）		14:40 ～ 17:40	「IPO経営人材育成プログラムHIROSHIMA（第2期）～中国地域から新たな上場企業を～」のキックオフイベントを開催します	
開催場所	ホテルセントパレス倉吉2階：ケンジントン＆チェルシー （鳥取県倉吉市上井町1-9-2）			
開催概要			担当課室	備考
この度、倉吉市において局長及び各担当部長が直接出向き、支援策をお届けする「出張経済産業局」を7月30日（水曜日）に開催します。昨年11月の鳥根県益田市に続く2回目の開催となり、支援制度の説明や地域企業経営者との地域の課題や未来に向けた取組に関する対話・交流を図るための意見交換などを実施します。			【お問合せ先】 中国経済産業局 総務企画部 総務課 電話：082-224-5615 メールアドレス： bzl-chougoku-soumu@meti.go.jp	【定員】 50名（先着順） 【参加費】 無料（事前申込制） 【申込方法・締め切り】 令和7年7月25日（金）まで https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/chugoku-soumu/20257111 上記のURLまたは添付のQRコードから

支援機関一覧

こちらでもご相談を承ります

商工会議所

	会議所名	郵便番号	住所	電話番号
鳥取県	鳥取商工会議所	〒680-8566	鳥取市本町 3-201 (鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル 4 階)	(0857)-26-6666
	米子商工会議所	〒683-0823	米子市加茂町 2-204	(0859)-22-5131
	倉吉商工会議所	〒682-0887	倉吉市明治町 1037-11	(0858)-22-2191
	境港商工会議所	〒684-8686	境港市上道町 3002	(0859)-44-1111
島根県	松江商工会議所	〒690-0886	松江市母衣町 55-4	(0852)-23-1616
	浜田商工会議所	〒697-0026	浜田市田町 1668	(0855)-22-3025
	出雲商工会議所	〒693-0011	出雲市大津町 1131-1	(0853)-23-2411
	平田商工会議所	〒691-0001	出雲市平田町 2280-1	(0853)-63-3211
	益田商工会議所	〒698-0033	益田市元町 12-7	(0856)-22-0088
	大田商工会議所	〒694-0064	大田市大田町大田イ 309-2	(0854)-82-0765
	安来商工会議所	〒692-0011	安来市安来町 878-8	(0854)-22-2380
岡山県	江津商工会議所	〒695-0016	江津市嘉久志町 2306-4	(0855)-52-2268
	岡山商工会議所	〒700-8556	岡山市北区厚生町 3-1-15	(086)-232-2260
	倉敷商工会議所	〒710-8585	倉敷市白楽町 249-5	(086)-424-2111
	津山商工会議所	〒708-8516	津山市山下 30-9	(0868)-22-3141
	玉島商工会議所	〒713-8122	倉敷市玉島中央町 2-3-12	(086)-526-0131
	玉野商工会議所	〒706-8533	玉野市築港 1-1-3	(0863)-33-5010
	児島商工会議所	〒711-0921	倉敷市児島駅前 1-37 (倉敷市児島産業振興センター 2 階)	(086)-472-4450
	笠岡商工会議所	〒714-0098	笠岡市十一番町 3-3	(0865)-63-1151
	井原商工会議所	〒715-8691	井原市七日市町 13	(0866)-62-0420
	備前商工会議所	〒705-8558	備前市東片上 230	(0869)-64-2885
	高梁商工会議所	〒716-0033	高梁市南町 16-2	(0866)-22-2091
	総社商工会議所	〒719-1131	総社市中央 6-9-108	(0866)-92-1122
広島県	新見商工会議所	〒718-0003	新見市高尾 2475-7 (新見商工会館)	(0867)-72-2139
	広島商工会議所	〒730-8510	広島市中区基町 5-44	(082)-222-6610
	尾道商工会議所	〒722-0035	尾道市土堂 2-10-3	(0848)-22-2165
	呉商工会議所	〒737-0045	呉市本通 4-7-1	(0823)-21-0151
	福山商工会議所	〒720-0067	福山市西町 2-10-1	(084)-921-2345
	三原商工会議所	〒723-8555	三原市皆実 4-8-1	(0848)-62-6155
	府中商工会議所	〒726-0003	府中市元町 445-1	(0847)-45-8200
	三次商工会議所	〒728-0021	三次市三次町 1843-1	(0824)-62-3125
	庄原商工会議所	〒727-0011	庄原市東本町 1-2-22	(0824)-72-2121
	大竹商工会議所	〒739-0612	大竹市油見 3-18-11	(0827)-52-3105
	竹原商工会議所	〒725-0026	竹原市中央 3-7-1	(0846)-22-2424
	因島商工会議所	〒722-2323	尾道市因島土生町 1762-38	(0845)-22-2211
山口県	東広島商工会議所	〒739-0025	東広島市西条中央 7-23-35	(0824)-20-0301
	廿日市商工会議所	〒738-0015	廿日市市本町 5-1	(0829)-20-0021
	下関商工会議所	〒750-8513	下関市南部町 21-19 (下関商工会館内)	(0832)-22-3333
	宇部商工会議所	〒755-8558	宇部市松山町 1-16-18	(0836)-31-0251
	山口商工会議所	〒753-0086	山口市中市町 1-10	(083)-925-2300
	防府商工会議所	〒747-0037	防府市八王子 2-8-9	(0835)-22-4352
	徳山商工会議所	〒745-0033	周南市みなみ銀座 1-26 (徳山デッキ D14 階)	(0834)-31-3000
	下松商工会議所	〒744-0008	下松市新川 2-1-38	(0833)-41-1070
	萩商工会議所	〒758-0047	萩市東田町 19-4	(0838)-25-3333
	岩国商工会議所	〒740-0016	岩国市三笠町 1-1-1 岩国総合庁舎内 1 階 (仮事務所)	(0827)-21-4201
	山陽商工会議所	〒757-0001	山陽小野田市大字鴨庄 101-29	(0836)-73-2525
	長門商工会議所	〒759-4101	長門市東深川 1321-1 (長門商工会議所会館)	(0837)-22-2266
	光商工会議所	〒743-0063	光市島田 4-14-15	(0833)-71-0650
	小野田商工会議所	〒756-0824	山陽小野田市中央 2-3-1	(0836)-84-4111
	柳井商工会議所	〒742-8645	柳井市中央 2-15-1	(0820)-22-3731
	新南陽商工会議所	〒746-0017	周南市宮の前 2-6-13	(0834)-63-3315

中国経済産業局 組織図

令和7年4月1日現在

総務企画部	課名		業務内容
	総務課 TEL(082)224-5615 参事官(広報・防災担当)	経済産業局行政の総合調整、人事、文書、秘書、庶務、情報公開、個人情報保護、防災、危機管理	
	広報・情報システム室 TEL(082)224-5618	広報、局内業務の情報処理の推進、情報システムの開発、運用管理	
	企画調査課 TEL(082)224-5626	地域経済活性化に関する施策の企画立案・総合調整、景気動向分析、地域経済動向分析、商工業統計、鉱工業指数	
	会計課 TEL(082)224-5622	予算、決算、出納、物品管理、契約参加資格の受付	
地域経済部	電力・ガス取引監視室 参事官(電力・ガス取引監視担当) TEL(082)205-5360	電気事業者及びガス事業者に対する監査・報告徴収・立入検査、苦情の申出等の受付	
	地域経済課 TEL(082)224-5684	部の総合調整、金融、税制、産業立地、工業団地・用水、経済構造改革の推進、産業人材の育成	
	地域未来投資促進室 TEL(082)224-5734	地域における企業の成長支援及び未来投資の促進に関する事務	
	競争環境整備室 TEL(082)224-5684	競争紛争の処理	
	参事官(産業人材政策担当) TEL(082)224-5683		
産業部	製造産業課 TEL(082)224-5630 参事官(自動車関連産業担当) TEL(082)224-5760	産業(基礎、機械、生活、繊維、住宅、産業建材、伝統的工芸品、医療・福祉機器・ヘルスケア等)の振興、化学物質の安全管理、化学兵器禁止条約関連、工業標準化の推進	
	自動車関連産業室 TEL(082)224-5760	自動車関連産業の振興、支援	
	参事官(半導体関連産業担当) TEL(082)224-5709		
	半導体関連産業室 TEL(082)224-5709	半導体関連・情報通信機器・電子デバイス等産業の振興、支援	
	イノベーション推進課 TEL(082)224-5680	技術振興、試験研究の企画立案・振興・成果普及、企業の新規・成長分野への展開、創業支援、各種助成制度による事業化支援	
資源エネルギー環境部	知的財産室 TEL(082)224-5680	工業所有権の指導・奨励、普及、特許等情報の閲覧	
	デジタル経済課 TEL(082)224-5708	情報処理及びデジタル技術の利用の促進	
	産業振興課 TEL(082)224-5638	部の総合調整、商工会議所、車両競技	
	アルコール室 TEL(082)224-5681	工業用アルコールに関わる流通管理(使用などの許認可、報告徴収、立入検査など)	
	中小企業金融検査室 TEL(082)224-5661	信用保証協会法の施行に関する事務のうち検査に関する事務	
資源エネルギー環境部	参事官(流通・サービス産業担当) TEL(082)224-5655		
	流通・サービス産業室 TEL(082)224-5655	物流の効率化・適正化、サービス産業の振興、中心市街地の活性化支援、卸・小売業の振興、商店街振興、デザインの指導・奨励	
	大規模小売店舗立地法相談室 TEL(082)224-5655	大規模小売店舗立地法に関する情報の提供、相談、苦情の処理	
	国際課 TEL(082)224-5659	通商、輸出入・地域の国際交流・対内対外投資等の推進	
	消費経済課 TEL(082)224-5671	割賦販売・特定商取引の適正化、計量士試験に関すること	
資源エネルギー環境部	消費者相談室 TEL(082)224-5673	消費者相談	
	製品安全室 TEL(082)224-5671	製品安全、家庭用品品質表示の指導	
	中小企業課 TEL(082)224-5661 TEL(082)224-5653	中小企業の金融・税制、再生支援 平成30年7月豪雨からの産業復興に係る総務事務、事業継続力強化計画	
	適正取引推進課 TEL(082)224-5745	下請取引の適正化、官公需、消費税転嫁対策	
	経営支援課 TEL(082)224-5658	中小企業の経営支援、経営革新、新連携、地域資源活用、農商工連携、事業承継、小規模事業者対策	
資源エネルギー環境部	経営力向上室 TEL(082)224-5658	経営力向上計画	
	資源エネルギー環境課 TEL(082)224-5713	部の総合調整、熱供給事業に関すること	
	カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室 TEL(082)224-5713	カーボンニュートラル推進、エネルギーに関する広報	
	環境・資源循環経済課 TEL(082)224-5676	資源リサイクル、産業公害の防止、循環型地域システムの構築	
	エネルギー対策課 TEL(082)224-5741 TEL(082)224-5818	エネルギー使用合理化の推進、省エネルギーの普及・啓発 新エネルギーの導入促進、エネルギー社会システムの構築、固定価格買取制度(FIT法)	
資源エネルギー環境部	資源・燃料課 TEL(082)224-5722	鉱物資源の開発、鉱業の振興、鉱業権・租鉱権の出願・登録、採石・砂利採取業の振興、石油製品販売業の振興(石油製品の需給・品質確保、石油製品等の備蓄、揮発油販売業の登録)	
	電力・ガス事業課 TEL(082)224-5736	電気事業の許可届出(特定供給、発電事業)、ガス事業の許認可届出、電気・ガス事業の統計調査、電力の需給調整、電源地域の振興、電気取引の適正な計量の実施確保	